令和5年度新型コロナウイルス感染症に係る障害福祉サービス事業所等 に対するサービス継続支援事業補助金交付要綱

(令和5年11月14日付け5障第736号健康福祉部長通知)

(趣旨)

第1 この要綱は、新型コロナウイルス感染者や濃厚接触者へ対応した事業所及び県から休業要請を受けた事業所等が、関係者との緊急かつ密接な連携の下、感染拡大防止対策の徹底や創意工夫を通じて、必要な障害福祉サービス等を継続して提供できるよう支援を行うことを目的とし、第2の各号に掲げる事業の実施に要する経費に対して予算の範囲内で補助金を交付することについて、補助金等交付規則(昭和34年長野県規則第9号。以下「規則」という。)に定めのあるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(交付の対象)

- 第2 交付の対象は、次の各号に掲げる事業(以下「補助事業」という。)とする。
 - (1) サービス継続支援事業

別表1-1及び1-2第2欄に掲げる事業所・施設(長野市・松本市に所在するもの(障害児 入所施設を除く。)を除く。以下同じ。)において、障害福祉サービス等を継続して提供する事業

(2) 協力支援事業

別表1-1及び1-2第2欄に掲げる事業所・施設の利用者に必要なサービスを確保する観点から、当該事業所・施設からの利用者の受入れや当該事業所・施設への応援職員の派遣を行う事業

(3) 応援職員派遣事業

利用者又は職員が新型コロナウイルス感染症に感染したことにより、障害者支援施設、共同生活援助事業所、短期入所事業所及び宿泊型自立訓練事業所(長野市及び松本市内に所在するものを除く。)並びに障害児入所施設(以下「障がい者入所施設等」という。)の職員が不足した場合において、別表2第2欄に掲げる事業者が、当該障がい者入所施設等へ応援職員を派遣する事業

(交付の額の算定方法)

- 第3 補助金の交付の額は、次の各号に掲げる区分に従い、当該各号に定める方法により算出された額とする。
 - (1) 第2(1)及び(2)に定める事業

別表 1-1 及び 1-2 第 2 欄に定める対象事業所ごとの第 3 欄に定める基準額と第 4 欄に定める対象経費の実支出額から寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額に補助率を乗じて得た額(当該額に 1,000 円未満の端数が生じた場合は、当該端数を切り捨てた額)の合計額とする。

(2) 第2(3)に定める事業

別表2第3欄に定める額とする。

(交付の条件)

- 第4 次の各号に掲げる事項は、補助金の交付の条件とする。
 - (1) 補助事業の内容の変更(交付決定額の20%以内の減額変更を除く。)をしようとするときは、知事の承認を受けなければならないこと。
 - (2) 補助事業を中止し、若しくは廃止しようとするとき又は補助事業が予定の期間内に完了しないときは、速やかに知事に報告して、その承認又は指示を受けなければならないこと。
 - (3) 補助事業により取得し、又は効用の増加した不動産及びその従物並びに補助事業により取得し、又は効用の増加した価格が単価 30 万円以上の機械、器具及びその他の財産については、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令(昭和 30 年政令第 255 号。以下「適化法施行令」という。)第 14 条第 1 項第 2 号の規定により厚生労働大臣が別に定める期間を経過するまで、知事の承認を受けないでこの補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、取り壊し、又は廃棄してはならないこと。
 - (4) 知事の承認を受けて財産を処分することにより収入があった場合には、その収入の全部又は一部を県に納付させることがあること。
 - (5) 補助事業により取得し、又は効用の増加した財産については、事業の完了後においても、善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運用を図らなければならないこと。
 - (6) 補助事業完了後に消費税及び地方消費税の申告によりこの補助金にかかる消費税及び地方 消費税に係る仕入控除税額が確定した場合(仕入控除税額が0円の場合を含む。)は、消費税及 び地方消費税に係る仕入控除税額報告書(様式第1号)により速やかに、遅くとも補助事業完 了日の属する年度の翌々年度の6月30日までに知事に報告しなければならないこと。

なお、補助事業者が全国的に事業を展開する組織の一支部(又は一支社、一支所等)であって、自ら消費税及び地方消費税の申告を行っている場合は、本部の課税売上割合等の申告内容に基づき報告を行うこと。

また、補助金に係る仕入控除税額があることが確定した場合には、当該仕入控除税額を県に 返還しなければならないこと。

- (7) 補助事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、当該収入及び支出について証拠書類を整理し、当該帳簿及び証拠書類を補助金の額の確定の日(補助事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、その承認を受けた日)の属する年度の終了後5年間保管しておかなければならないこと。ただし、補助事業により取得し、又は効用の増加した単価30万円以上の財産がある場合は、前記の期間を経過後、当該財産の財産処分が完了する日、又は適化法施行令第14条第1項第2号の規定により厚生労働大臣が別に定める期間を経過する日のいずれか遅い日まで保管しておかなければならないこと。
- (8) 補助事業を行うために締結する契約の相手方及びその関係者から、寄付金等(共同募金会に対してなされた指定寄付金を除く。)の資金提供を受けてはならないこと。
- (9) この補助金に係る補助金の交付と対象経費を重複して、他の補助金の交付及び障害福祉サービス等報酬を受けてはならないこと。

(申請書の様式、関係書類及び提出期限)

- 第5 規則第3条に規定する申請書(以下「交付申請書」という。)及び関係書類は、次の各号に掲 げるとおりとする。
 - (1) 新型コロナウイルス感染症に係る障害福祉サービス事業所等に対するサービス継続支援事業補助金交付申請書(様式第2号)
 - (2) 申請額算出內訳
 - (3) 事業計画書
 - (4) 補助事業に係る歳入歳出予算(見込)書の抄本
 - (5) その他知事が必要と認める書類
- 2 前項の書類の提出期限は、別に定める。

(変更承認の申請等)

- 第6 第4の規定による変更等の承認申請は、次の各号に掲げる区分に従い、当該各号に定める書類を提出して行うものとする。
 - (1) 補助事業の内容の変更をしようとするとき 新型コロナウイルス感染症に係る障害福祉サービス事業所等に対するサービス継続支援事業補助金変更承認申請書(様式第3号)
 - (2) 補助事業を中止し、又は廃止しようとするとき 新型コロナウイルス感染症に係る障害福祉サービス事業所等に対するサービス継続支援事業補助金中止(廃止)承認申請書(様式第4号)

(交付申請の取下げ)

第7 規則第7条の規定による申請の取下げは、新型コロナウイルス感染症に係る障害福祉サービス事業所等に対するサービス継続支援事業補助金交付申請取下書(様式第5号)を、本補助金の交付決定の通知を受けた日から起算して15日以内に知事に提出して行うものとする。

(実績報告書の様式、関係書類及び提出期限)

- 第8 規則第12条第1項前段に規定する実績報告書及び関係書類は、次の各号に掲げるとおりとする。
 - (1) 新型コロナウイルス感染症に係る障害福祉サービス事業所等に対するサービス継続支援事業補助金実績報告書(様式第6号)
 - (2) 精算額算出内訳
 - (3) 事業実績報告書
 - (4) 補助事業に係る歳入歳出決算(見込)書の抄本
 - (5) その他知事が必要と認める書類
- 2 前項の書類の提出期限は、補助事業の完了した日(補助事業の廃止の承認を受けたときは、当該承認通知書を受理した日とする。)から起算して15日を経過した日又は補助金交付の決定のあった日の属する年度の3月31日のいずれか早い日とする。

なお、交付決定以前に完了している事業については、交付決定日から15日以内とする。

(補助金の交付の請求)

- 第9 補助金の交付の決定を受けた者が、補助金の交付(概算払いを含む。)を請求しようとするときは、新型コロナウイルス感染症に係る障害福祉サービス事業所等に対するサービス継続支援事業補助金交付(概算払)請求書(様式第7号)を知事に提出するものとする。
- 2 補助金の交付は、原則として精算払とする。 ただし、補助金の交付の決定を受けた者が補助事業の円滑な遂行を図るため、知事が必要と認めたときは、交付決定額の範囲内において、1回に限り、補助金の概算払をすることができる。
- 3 前項の規定により補助金の概算払を受けている場合において、概算払を受けた額が規則第 13 条の規定により確定した補助金の額を超える場合は、その差額を返還しなければならない。

(書類の提出部数)

第10 規則及びこの要綱により知事に提出する書類は、1部とする。

(細則)

第11 規則及びこの要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、別に定める。

附則

この要綱は、令和5年度の補助金に適用する。